

観光地域づくり法人（DMO）化に向けた観光地経営戦略策定等伴走支援業務に係る  
公募型企画競争

質問及び回答

	質問	回答
1	<p>（記載箇所：なし）</p> <p>企画提案書の枚数やサイズ、綴じ方等について制限・ルール等があれば教えてください</p>	<p>企画提案書について、制限及びルールはありません。</p> <p>提案説明書（仕様書）8ページから9ページに記載の事項及び10ページに記載の著作権等に関する事項を考慮の上、作成をお願いします。</p>
2	<p>（記載箇所：なし）</p> <p>選定委員会によるヒアリング審査に関して、提出する提案書に加えて、提案書の内容を表示したスライド資料を用いた説明は可能ですか。</p> <p>その際、準備・持ち込みが必要な機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）があれば教えてください。</p>	<p>ヒアリング審査に関しましては、スライド資料を用いた説明については可能です。ただし、他社との公平性の観点から、提出時にご提案いただいた内容と相違がないこと、提出時にご提案いただいた内容に修正や加筆等を行わないことを条件とします。</p> <p>また、持ち込みいただく備品につきましては、当方でディスプレイ及びHDMIケーブルを用意いたしますので、必要なパソコン等についてご準備ください。</p>
	<p>（記載箇所：なし）</p> <p>「札幌版 DMO の設立に向けた調査・検討業務」（札幌市経済観光局観光地域づくり担当部観光地域づくり担当課，令和5年6月23日告示）に関して、成果品を閲覧可能ですか。</p>	<p>「札幌版 DMO の設立に向けた調査・検討業務」を経て作成した札幌版 DMO の方向性については札幌市議会ホームページの経済観光委員会ページ（令和6年度12月9日）内に掲載しております。「DMO の設立について」（下記リンク）に記載のとおりとなっておりますのでこちらをご確認ください</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/06_keizaikannkou_061209_siryou4.pdf">https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/06_keizaikannkou_061209_siryou4.pdf</a></p> <p>また、企画提案書の作成にあたっては観光庁が策定する「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」、「観光地域づくり法人による観光地経営ガイドブック」、「観光地域づくり法人による観光地域マーケティングガイドブック」、札幌市が策定する「第2次札幌市観光まちづくりプラン」などを参考としてください。</p>

<p>4</p>	<p>(記載箇所：なし)</p> <p>札幌市 HP 上に公表されている「【報告資料】DMO の設立について(経済観光委員会)令和6年12月9日」のP12に関し、R6年度にDMO準備体制の構築の準備と記載がありますが、準備体制の構築に関する情報があれば、ご提供可能ですか。</p> <p>&lt;参考 URL&gt;</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/iinkai-katsudou-keizaikanko.html">https://www.city.sapporo.jp/gikai/html/iinkai-katsudou-keizaikanko.html</a></p>	<p>本件については、令和7年度より、札幌観光協会と札幌市が連携し、DMO 設立に向けた準備体制を構築しています。</p> <p>札幌観光協会では、DMO 設立準備業務を担当(兼務)する既存職員に加え、新たにDMO 準備業務に専従する職員を令和7年度中に採用する予定(1名配置済み、3名を公募中)であるほか、札幌市では令和7年度より経済観光局観光MICE・推進部内にDMO 設立に向けたプロジェクト担当課を新設したところです。両者によるプロジェクト体制により、DMO 設立に係る準備業務を推進します。</p>
<p>5</p>	<p>(記載箇所：P4.(7))</p> <p>「5.業務内容」(7)観光地域づくり法人の組織の確立に向けた検討に「DMO 職員の満足度調査を実施するとともに、満足度に係る数値目標の設定をすること。」と記載がありますが、「DMO 職員」の定義を教えてください。</p>	<p>本件については、観光庁が設定する「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」の一部改正(令和7年3月25日)において『観光地域づくり法人は、年1回以上、職員の満足度調査を実施し、職員の満足度を可視化する等、持続可能な組織経営に取り組むことが必要である。また、職員の満足度については数値目標を設定し、毎年、評価、分析、見直しを行うことが必要である』ことが明記されており、当該業務(7)は本要件の達成に向けた取組となります。本仕様書における「DMO 職員」とは、「観光地域づくり法人の職員」のことであり、DMO 事業に従事する職員だけでなく、一般社団法人札幌観光協会の全職員を対象とすることを想定しています。</p>